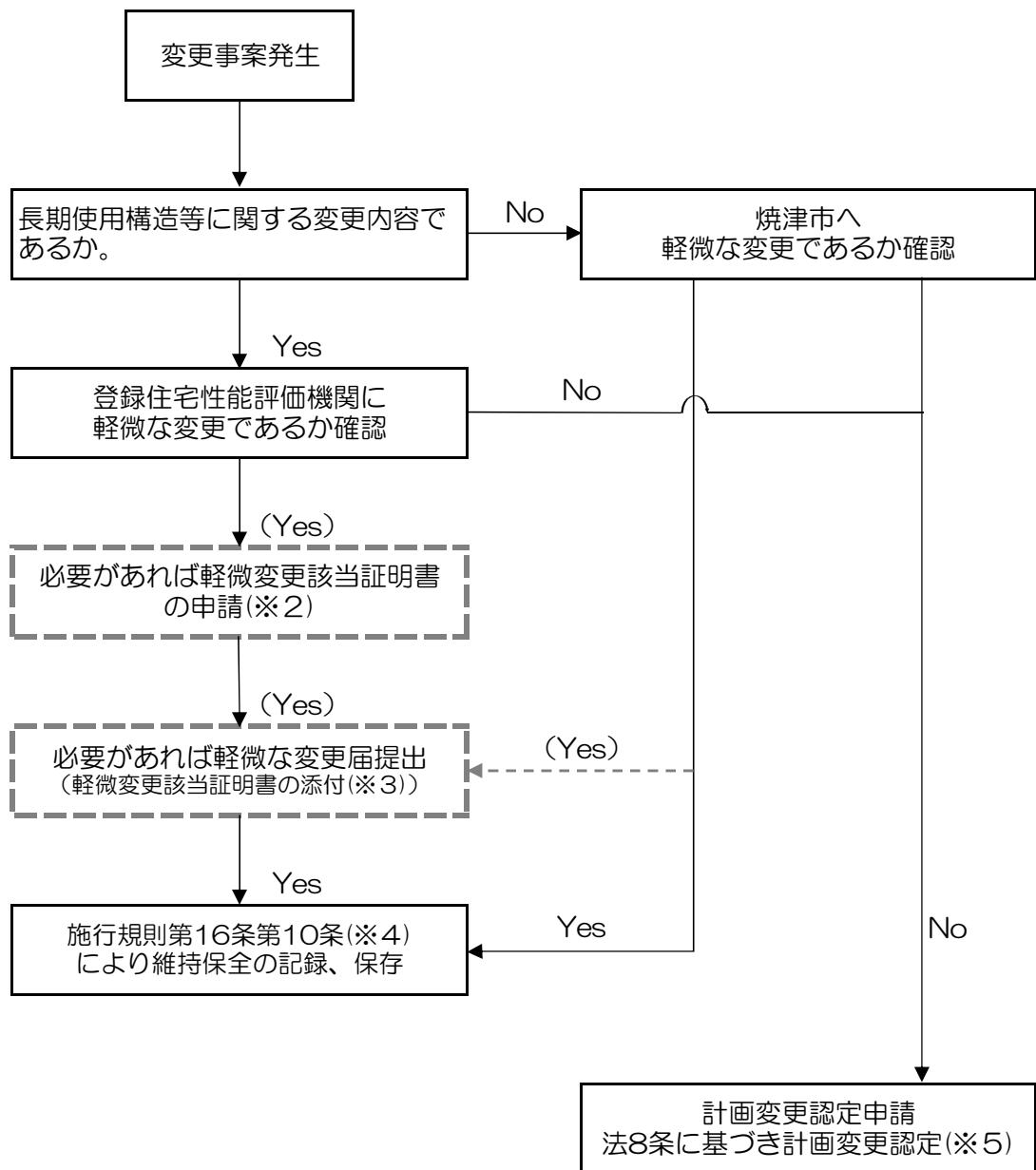


長期優良住宅建築等計画等の変更フローについて

「確認書等(※1)」を添付して認定を受けた物件で、認定後に変更が生じた場合については、下記のフローにより処理をお願いします。

なお、令和4年2月19日以前に「適合証」を添付して認定済み又は申請済みの物件についても同じです。（軽微変更、計画変更共）



※1：長期使用構造等である旨の確認書、長期使用構造等に適合することが確認された住宅性能評価書

※2：申請者等は、登録住宅性能評価機関に軽微変更該当証明依頼を提出し軽微変更該当証明書の交付を受けることができます。

※3：申請者等は、軽微な変更届を提出することができます。
この場合、長期使用構造等に関する変更については、登録住宅性能評価機関が発行する「軽微変更該当証明書」の添付をお願いします。

※4：技術的助言 国住生第594号 H24.11.16 1 - (2)

※5：長期使用構造等に関する変更がある場合は、登録住宅性能評価機関が発行する「確認書等」の添付をお願いします。